

「意思決定支援 自分の人生は自分で選ぶ」

○発表者名 社福) 祥和会 祥福園 武田知典  
共同研究者名 社福) 祥和会 祥福園 小山安雄、阪倉正展、野津賢人

## 1. 問題提起

多くの入所施設では集団生活を円滑に進めるために、食事や入浴あるいは活動の時間が施設側のルールとして決められていることがある。そのため、利用者が自分の意思で「何を食べたか」「何をして過ごすか」といった日常の基本的な選択をすることが難しくなりがちである。結果として、長期間施設で生活しているうちに自ら意思決定を行う機会が減り、自分の希望や考えを表現する力が低下してしまう場合があると考えられる。

また、支援者の考え方や姿勢も意思決定の制約につながることもある。支援者が「利用者のためを思って」決定を代行してしまうケースがあり、特に知的障害や重度の障害を持つ人に対しては「本人には判断が難しい」と決めつけてしまう傾向も否定できない。しかし、障害のある人も適切な支援があれば自分で選択し意思を示すことができる場合が多い。それにもかかわらず、支援者が無意識のうちに本人の意思を軽視し日常の選択を施設側が一方的に決めることで、障害者自身の自己決定の機会が奪われてしまっているのではないかと懸念される。

以上は一般的に言われていることを含むが、当施設とて全く該当しないとは言い難い部分もあり真摯に向き合っていく必要がある。

意思決定支援はとても大切なことだと漠然と捉えるのみならず利用者にしっかりと向き合うことで、どうしてこれが大切なのかについて考えてみなければならない。

## 2. 目的

意思決定支援の根本的な目的の一つに、障害者が日常生活の中で「自分で決める」経験を積み重ねられるようにすることがあげられる。長年にわたって施設で暮らしていると、自ら意思を表明することが難しくなることも考えられる。こうした状況を改善し、利用者が自分の好きなことや希望を考えそれを伝えられるようにする。

また、意思決定を支援することは、障害者の自己肯定感を高め QOL を向上させることにもつながる。自分の意志が尊重され経験を重ねることで「自分の考えや気持ちは大切にされている」「自分には選ぶ権利がある」と感じられるようになるのではないかと期待される。これによって自己表現の意欲が高まり、より積極的に社会と関わろうとする姿勢が生まれることをひとつの目標にする。

さらに、意思決定支援は、障害者が将来的に地域での自立生活へ移行する準備を整える役割も含まれている。入所施設から地域生活へ移ると、日常的に多くの選択をしなければならぬ。例えば、どこに住むのか、どのような支援を受けるのか、仕事や余暇の過ごし方はどうするのかといった決定を自ら行う必要があるため、こうした意思決定の機会を施設内で十分に経験していないと地域生活に移行した際に適切な選択ができず再び支援に頼り過ぎてしまう可能性が考えられる。そのため、施設生活の段階から自己の意思決定を重ね自立に向けた準備を進める。

### 3. 方法

意思決定支援の基本となるのは、利用者が自分の希望や考えを表現しやすい環境を整えることではないかと考えられる。当該研究に協力いただいた利用者は言語でのコミュニケーションなど意思の表現が苦手であるためそれ以外の方法で意思を汲み取るようにする。例えば、ジェスチャーや具体的な物の写真などを示すことで本人にとって分かり易くかつ明らかに意思を確認することができるように配慮する。情報は簡単にして伝えることを徹底して選択肢が多くならないように絞り込み段階的に整理しつつ伝えて混乱を防ぐ。

そのうえで、利用者から発信されるジェスチャーや動作など身体的反応を詳しく観察することで表出や表現等の洗い出しをする。

新しいことに挑戦する時は支援者と一緒に行い、体験してみてより納得感のある意思決定ができるようにする。

### 4. 成果・課題

研究するにあたり利用者を細かく観察することで、それまで知りえなかった利用者からの表出や表現あるいは反応を少しずつ知ることができた。本人のほほ唸りに近いような声や独特の動作による表出を理解しようとする中で以前よりもコミュニケーションがとれるようになってきた。これを継続することで新しい感情や思いの表出を得ることができる可能性があるのだと知ることができた。

当該研究に協力された利用者においては、日常生活のさまざまな場面で本人のみが行ういわゆる拘り行動が見られており他者と生活スケジュールが異なることが多々ある。それに対して比較的これまで支援者は何とかして他者と同じような生活をしてもらうための支援をしてきたが、この研究を開始してからは利用者本人のリズムに合わせた支援を意識することができた。

一方で、その拘り行動の中には他人の居室に無断で入室して照明のオンオフやインテリアとして配置されている他人の私物を勝手に移動させる行為なども含まれており、それをされる側の利用者はたとえそれが拘り行動だとは言え全てを容認できることではなかった。そして拘り行動を受ける側は毎日迷惑を被ることとなり苦情へと発展したこともあった。苦情は幾らか容認できる部分とどうしても守るべきプライバシーを確認して都度対応した。このように拘り行為を完遂させようとする障害者が同じユニットで生活している場合はどのようにして折り合いをつけるべきか、あるいはどこまで個人の意思を尊重すべきか迷うところであった。今のところこれは課題として残っている。

また、現場の支援者が意思決定支援ガイドラインの内容を十分に理解していないために、適切な支援が提供されていないという課題があきらかになった。それは、代行決定が利用者の日常的な意思決定の場面において割合が多くなりがちだった点である。これはひとえに問題提起でも述べたように「利用者のためを思って」という考えにたどり着く。加えて施設の集団生活においてのどうしても避けることができないある一定の生活スケジュールが決められていることにもよる。支援者にとってみれば一種のジレンマでもある。

以上